

# 専門家委員会運営規程

特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター

平成27年12月1日

## (趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター（以下「センター」という。）業務規程第15条に基き、特別な構造方法の建築物の計画について構造計算適合性判定を行うにあたって必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くことについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 専門家委員会（以下「委員会」という。）は、委員3人以上5人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会に部会を設けることができる。  
この場合、部会員は申請物件毎に委員長が指名（2人以上）する。
- 4 委員会及び部会には必要に応じてセンター職員がオブザーバーとして参加する。

## (招集及び開催等)

第3条 委員会は事前相談内容及び部会からの提言等により、委員長の同意を得て、センターが招集するものとする。

- (1) 委員会の開催は、1ヶ月前に委員会に諮れる物件が把握でき、申請者等の同意が得られた時に開催を計画することとする。
  - (2) 委員会の招集は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として開催日の1ヶ月前までにその計画を各委員に依頼するものとする。
  - (3) 委員会は委員の半数以上の出席により開催することができる。
  - (4) 委員会の開催は当面の間、毎月第2土曜日午後1時30分から開催することを原則とする。
- 2 部会は委員長の指名を受諾した委員の合意により適宜開催するものとする。
  - 3 委員会及び部会は、必要があると認めた時は建築主（設計者）等関係人の出席を求め必要な資料を提供させ又は意見を聞き若しくは説明を求めることができる。
  - 4 委員長は部会において、部会員の全員（2名以上）の合議が図られた判定審査（含

む事前審査)をもって委員会としての意見を述べることができる場合は委員会を開催しないことができる。

ただし、この場合その結果について各委員に報告し承認を得ることとする。

(構造計算適合性判定申請者等の対応)

第4条 構造計算適合性判定申請者等は委員会に諮る物件については、開催日の前日までに委員会に諮る事項を除いて部会における判定審査等を原則として修了していることとする。

2 部会に諮る物件については、関係図書を2部提出するものとする。

3 部会終了後、委員会に諮る物件については関係図書をセンターが指示する部数を提出するものとする。

4 申請及び審査の流れについては、別紙1「特殊な構造方法による適合判定フロー」を参考とする。

5 委員会及び部会の判定審査(事前審査含む)における必要な資料や説明方法等についての具体的方法等については、物件毎に部会員、当センター職員(判定員)及び申請者間で適正且つ合理的な方法で行えるよう相互に協力するものとする。

(委員長等への委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、専門家委員会の運営に関して必要な事項は委員長がセンター理事長と協議して定めることとする。

附則

1 この規程は、平成27年12月1日から試行する。

(参考資料)

## 専門家委員 名簿

(令和元年10月1日 現在)

特定非営利活動法人 静岡県建築技術安心支援センター

- 委員長 西川 孝夫 (ニシカワ タカオ)  
首都大学東京 名誉教授
- 副委員長 田才 晃 (タサイ アキラ)  
横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授
- 委員 楠 浩一 (クスノキ コウイチ)  
国立大学法人東京大学 地震研究所 (災害科学系研究部門) 教授
- 委員 鈴木 裕美 (スズキ ユミ)
- 委員 迫田 丈志 (サクタ ジョウジ)  
株式会社 堀江建築工学研究所